

新たな集いの拠点施設の整備に向けた基本計画の検討に係る懇談会開催要綱

(開催目的)

第1条 八王子市医療刑務所移転後用地活用計画に基づき、導入施設の整備・運営及び実現化手法の考え方等を示す、「(仮称)新たな集いの拠点施設の整備に向けた基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定に向けて本市で行う検討・調査について、多様な観点からの意見聴取や意見交換を行うため、「新たな集いの拠点施設の整備に向けた基本計画の検討に係る懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

(意見交換事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について、意見交換する。

- (1) 導入施設の整備・運営及び実現化手法の考え方等の検討・調査に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者11名以内とする。

2 参加者は、次に掲げる基準により市長が選出する

- (1) 学識経験者 5名以内
- (2) 町会・自治会の代表者 1名
- (3) 地元経済団体等代表者 1名
- (4) 地域情報誌を発行している者 1名
- (5) 市民(地域住民及び無作為抽出による者) 3名以内

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長を各1名置く。

- 2 座長は、参加者の互選により、学識経験者の中から定める。
- 3 副座長は、座長が指名する、学識経験者の参加者をもって充てる。
- 4 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故のあるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が進行する。

- 2 懇談会の会議は、原則公開するものとする。ただし、懇談会の決定により公開しないことができる。
- 3 懇談会の会議には、必要に応じて参加者以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市計画部都市総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月13日から施行する。
- 2 この要綱は、基本計画策定の翌日に廃止する。